

令和5年度「祇園祭ごみゼロ大作戦」広報運営業務 仕様書

1 委託業務名

令和5年度「祇園祭ごみゼロ大作戦」広報運営業務

2 委託業務の目的

平成26年度から祇園祭前祭において、(一社)祇園祭ごみゼロ大作戦（以下、「ごみゼロ大作戦」という。）により、繰り返し何度も洗って使用できる「リユース食器」の露店への導入をはじめとした「祇園祭ごみゼロ大作戦」を展開し、祇園祭前祭でのごみの大幅な減量・分別回収を行っており、さらに、平成28年度からは、祇園祭後祭においても当該活動を開始し、取組を拡大している。

「祇園祭ごみゼロ大作戦」は、本市の推進するごみ減量・ごみの発生抑制の観点から、イベント参加者、主催者、市民の更なるごみ減量意識の醸成を図るうえでも、極めて重要な取組である。

本取組を更に強力に推進するため、ボランティア募集を含めた「祇園祭ごみゼロ大作戦」の広報を展開し、市民の関心を喚起するとともに、さらなる周知啓発を行う。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年8月31日（木）までとする。

4 委託業務内容

ボランティア応募人数2,000人を目標に募集告知を行うとともに、祇園祭ごみゼロ大作戦やリユース食器の認知度を更に向上させることにより、リユース食器回収率の増加、ごみの減量につながる広報計画の立案及び実行する。

(1) ポスター、チラシなど宣伝ツールの作成及び送付

「祇園祭ごみゼロ大作戦」の取組周知（ボランティア募集を含む。）のポスター、チラシ等の宣伝ツールを作成し、関係機関等へ送付する。具体的な製作物は別紙のとおりとするが、別紙の他にも効果的な宣伝ツールとその周知・活用方法を提案すること。

印刷物については、効果的な配布先または周知・活用方法に関して提案すること。

(2) インターネット等を活用した広報

インターネットのイベント情報サイト等のウェブメディア、検索エンジン、SNS等を活用した取組周知を実施すること。

※「じやらんnet」（㈱リクルート）、「おでかけネット」（JR西日本）、「地球の歩き方」（㈱地球の歩き方）、Google、Facebookなど。

(3) プレスリリース等の作成、配信、取材依頼等の働きかけ

「祇園祭ごみゼロ大作戦」の取組（ボランティア募集を含む）について、関西圏や首都圏を中心とする多様なメディアに提供し、全国向けニュースとして、新聞や雑誌、テレビ番組などで情報が採り上げられるなど、具体的な成果が得られるよう、プレスリリース等の作成、調整、配信等を行うこと。

受託者から提案のあった広報媒体を基に、ごみゼロ大作戦及び本市と協議のうえ、広報媒体を選

択し告知することとする。

ア プレスリリース等の作成

ごみゼロ大作戦が提供する資料や、本市が提供する広報資料等を基に、ごみゼロ大作戦及び本市と協議のうえ、PR案件の選択を行い、文字に加え、写真やデータを含むメディア向けプレスリリースを作成すること。また、PR案件の選択に必要な情報収集、助言、提案を行うこと。

イ 配信

作成したプレスリリースの配信先リストを事前に作成し、ごみゼロ大作戦及び本市と協議のうえ、配信を行うこと。

なお、配信に当たっては、インターネット上のプレスリリース配信サービス（PRTIMESなど）の活用も積極的に提案すること。

ウ 取材依頼等の働き掛け

PR案件が全国・海外向けのニュースとしてメディアに採り上げられるよう、電話、訪問などにより多様なメディアに直接働き掛けを行うこと。

なお、メディアへの訪問については、必要に応じてごみゼロ大作戦及び本市職員が同行する場合がある。

(4) 実績報告書の作成

受託者は事業終了後速やかに、実施事業の概要を記載した実績報告書を作成し、本市に提出すること（様式不問）。

(5) その他の業務

前述のほか、効果的な業務の提案があれば、提案を妨げない。また、本業務の遂行に必要な業務を実施するものとする。

5 委託業務の進行等

(1) 業務スケジュールの調整

受託者は、業務開始に先立ち、業務スケジュール表を作成し、本市の承認を得るものとする。

(2) 業務終了時検査及び委託料の精算

この委託業務の委託料は、業務終了後、京都市の検査を受け精算するものとする。

なお、受託者は、必要な証拠書類を京都市に示し、検査を受検するものとする。京都市は、必要により証拠書類等の写しを受託者から求めることができるものとする。

(3) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、京都市と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、京都市の指示するところによるものとする。また、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた事業内容等の変更については、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。

6 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的以外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。また、業務終了時には、取得した個人情報等を全て京都市に引き渡すものとする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(3) 著作権の取扱

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として京都市に帰属させるものとする。

(以 上)